

# 福島第一原子力発電所 管理対象区域内における飲食について

< 参 考 資 料 >  
2 0 2 0 年 9 月 1 5 日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

- 2020年6月22日以降、エコー委員会に「特定の協力企業が独自に運行しているバスの運転手が、管理対象区域内に駐車中のバス車内で飲食をしている」との情報があり、当社が元請企業へのヒヤリング調査を継続的に実施していたところ、9月14日に元請企業より、当該運転手が「車内にて飲食した事実」を確認した旨の報告を受けました。
- 当該のバスは、日中、管理対象区域内の入退域管理棟と免震重要棟との間を往復運行しており、当該運転手は、2019年6月以降、入退域管理棟近傍にあるバス駐車場において車内で飲料を複数回摂取していたことを確認しました。
- 管理対象区域内における飲食については、電離放射線障害防止規則に抵触する可能性があります。
- なお、当該運転手が運転していたバスは、日々、退域時のサーベイにおいて汚染がないことを確認しており、また、本日（9月15日）のホールボディカウンタの測定結果から、当該運転手に内部取り込みはないと考えております。
- 今後、同様の事例の有無について確認すると共に、本件に対する再発防止策を講じてまいります。

